

**かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い**

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取扱種別	取扱期間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	2020年7月6日（月）から 2020年8月5日（水）まで
4	普通貸付金の非常即時払（貸付利率の減免）	
5	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

※「非常取扱い」とは、通常のご請求では、保険証券（書）などの必要書類のご提出が必要となるところ、このご提出がなくてもご請求をお受けすることができるものです。

※「非常即時払」とは、上記に加えて、通常のご請求では、請求の後日にお支払いするところ、郵便局にて即時にお支払いするものです。